

福岡県医発第 275号 (地)

平成17年5月2日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会

会長 竹嶋 康



薬科大学・薬学部学生の長期実務実習の受入れについて

標記の件につきまして、別紙のとおり日本医師会より協力依頼があり、平成17年4月28日開催の本会第3回全理事会において協議の結果、協力することとなりました。

平成18年より薬剤師養成のための薬学教育についてその修業年限が6年に延長されることに伴い、薬剤師養成のための薬学教育を履修する過程において病院及び薬局における長期実務実習を履修することが卒業要件となり、当該課程を置く大学は長期実務実習に必要な病院及び薬局を確保することが義務づけられました。

つきましては、本件について、ご了解いただき、貴会会員病院にご協力いただきますよう、ご高配方、よろしくお願いいたします。

なお、4病院団体についても本会より本件について通知しておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽





(地 I 13)

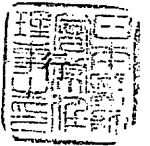
平成 17 年 4 月 14 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

田 島 知



薬科大学・薬学部学生の長期実務実習の受入れについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医政局総務課長並びに厚生労働省医薬食品局総務課長より、標記に関する通知がなされました。

本件は、平成 18 年より薬剤師養成のための薬学教育についてその修業年限が 6 年に延長されることに伴い、薬剤師養成のための薬学教育を履修する過程において 20 単位以上の病院及び薬局における長期実務実習を履修することが卒業要件とされ、当該課程を置く大学は長期実務実習に必要な病院及び薬局を確保することが義務づけられたことから、病院における薬科大学・薬学部学生の長期実務実習の受入れについて、本会に対して理解と協力を要望するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますとともに、本件につきましてご理解とご協力をいただきますようご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、厚生労働省医政局総務課長並びに医薬食品局総務課長より、4 病院団体の会長宛にも本件に関する通知がなされたことにつきましても申し添えます。





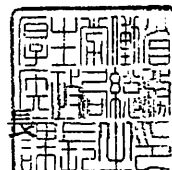
医政総発第 0331002 号

薬食総発第 0331001 号

平成 17 年 3 月 31 日

日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局総務課



厚生労働省医薬食品局総務課



薬科大学・薬学部学生の長期実務実習の受入れについて

昨年、学校教育法の一部を改正する法律及び薬剤師法の一部を改正する法律が成立し、平成 18 年 4 月より薬剤師養成のための薬学教育について、その修業年限が 6 年に延長されることとなりました。この薬剤師養成のための薬学教育を履修する課程においては、医療の担い手としての薬剤師に必要な資質として、基礎的な知識・技能に加え、臨床における説明能力、医療現場におけるリスク管理能力などについても修得させる必要があることから、当該課程においては、20 単位以上の病院及び薬局における長期実務実習を履修することが卒業要件とされるとともに、当該課程を置く大学は長期実務実習に必要な病院及び薬局を確保することが義務づけられたところです。

このようなことから、現在、各薬科大学・薬学部においては、病院及び薬局における薬科大学・薬学部学生の長期実務実習の円滑な導入を図るため、薬学教育協議会の下に設けられた地区調整機構等を通じ、その体制整備が進められているところであり、文部科学省高等教育局医学教育課長からも、今般、別紙のとおり、これについて協力要請があったところです。

つきましては、このような状況を御理解の上、薬科大学・薬学部学生の長期実務実習を一層円滑に実施するため、病院における薬科大学・薬学部学生の長期実務実習の受入れについて、特段の御理解と御協力をいただけますよう格段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、本件については、別添のとおり、各病院団体長あて協力方要請いたしましたので御了知方お願いします。

(別紙)

16高医教第17号

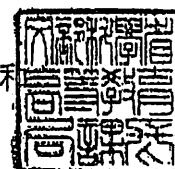
平成17年3月30日

厚生労働省医薬食品局総務課長

本 田 一 殿

文部科学省高等教育局医学教育課長

石 野 利 利



薬科大学・薬学部学生の長期実務実習の受入れについて（依頼）

平成16年5月、学校教育法の一部を改正する法律が成立し、平成18年4月より薬剤師養成のための薬学教育の修業年限が6年と定められました。これにともない、平成16年12月15日には学校教育法施行規則等の一部を改正する省令が制定・公布され、6年制の薬学を履修する課程においては、20単位以上、病院及び薬局における実務実習を履修することが卒業要件とされ、当該課程を置く大学には実務実習に必要な施設として病院及び薬局を確保することが義務づけられました（別添参照）。

ついては、薬科大学・薬学部学生の長期実務実習が円滑に実施されるよう、病院及び薬局における実習学生の受入れに関し、特段の御理解、御協力をお願いいたします。

学校教育法等の一部を改正する法律（薬学関連部分抜粋）

（学校教育法の一部改正）

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

（略）

第五十五条第二項中「、歯学」を「を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの」に改める。

（略）

第二条（第八条）（略）

附 則

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中学校教育法第五十五条第二項の改正規定 平成十八年四月一日

二 （略）

学校教育法等の一部を改正する法律（抄） 新旧対照表（薬学関連部分抜粋）

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（大学における修業年限） 第五十五条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。 ② 医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。	（大学における修業年限） 第五十五条 （同上） ② 医学、歯学又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

○文部科学省令第四十三号（薬学実務実習関連部分抜粋）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条、第五十五条の三、第五十七条第二項、第六十七条及び第八十八条の規定に基づき、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年十二月十五日

文部科学大臣 中山 成彬

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条（略）

（大学設置基準の一部改正）

第二条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「校地及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第三項中「第十三条」の下に「、第三十七条の二」を加え、「附則第二項及び第四項」を削り、「並びに別表第二」を「、別表第二及び別表第三」に改める。

第三十二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十六単位以上（将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習（以下「薬学実務実習」という。）に係る二十単位以上を含む。）を修得することとする。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（薬学実務実習に必要な施設）

第三十九条の二 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、又は設ける大学は、薬学実務実習に必要な施設を確保するものとする。

第四十六条中「設置する」を「設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する」に改める。

（以下略）

（大学院設置基準の一部改正）

第三条 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 (略)

改 正 案	現 行
（卒業の要件） 第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。 2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十八単位以上を修得することとする。ただし、教育上必要と認められる場合には、大学は、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもつて代えることができる。 3 第一項の規定にかかわらず、薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十六単位以上（将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習（以下「薬学実務実習」という。）に係る二十単位以上を含む。）を修得することとする。 4 第一項の規定にかかわらず、獣医学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十二単位以上を修得することとする。 5 （略） （薬学実務実習に必要な施設） 第三十九条の二 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、又は設ける大学は、薬学実務実習に必要な施設を確保するものとする。	第三十二条 （略） 2 （略） （新設） 3 （略） 4 （略） （新設）



(別添)

医政総発第 0331002 号

薬食総発第 0331001 号

平成 17 年 3 月 31 日

全日本病院協会会長 殿

厚生労働省医政局総務課長

厚生労働省医薬食品局総務課長

薬科大学・薬学部学生の長期実務実習の受入れについて

昨年、学校教育法の一部を改正する法律及び薬剤師法の一部を改正する法律が成立し、平成 18 年 4 月より薬剤師養成のための薬学教育について、その修業年限が 6 年に延長されることとなりました。この薬剤師養成のための薬学教育を履修する課程においては、医療の担い手としての薬剤師に必要な資質として、基礎的な知識・技能に加え、臨床における説明能力、医療現場におけるリスク管理能力などについても修得させる必要があることから、当該課程においては、20 単位以上の病院及び薬局における長期実務実習を履修することが卒業要件とされるとともに、当該課程を置く大学は長期実務実習に必要な病院及び薬局を確保することが義務づけられたところです。

このようなことから、現在、各薬科大学・薬学部においては、病院及び薬局における薬科大学・薬学部学生の長期実務実習の円滑な導入を図るため、薬学教育協議会の下に設けられた地区調整機構等を通じ、その体制整備が進められているところであり、文部科学省高等教育局医学教育課長からも、今般、別紙のとおり、これについて協力要請があったところです。

つきましては、このような状況を御理解の上、薬科大学・薬学部学生の長期実務実習を一層円滑に実施するため、貴団体加盟の病院における薬科大学・薬学部学生の長期実務実習の受入れについて、特段の御理解と御協力をいただけますよう格段の御配慮をお願い申し上げます。



医政総発第 0331002 号

薬食総発第 0331001 号

平成 17 年 3 月 31 日

日本精神科病院協会会長 殿

厚生労働省医政局総務課長

厚生労働省医薬食品局総務課長

薬科大学・薬学部学生の長期実務実習の受入れについて

昨年、学校教育法の一部を改正する法律及び薬剤師法の一部を改正する法律が成立し、平成 18 年 4 月より薬剤師養成のための薬学教育について、その修業年限が 6 年に延長されることとなりました。この薬剤師養成のための薬学教育を履修する課程においては、医療の担い手としての薬剤師に必要な資質として、基礎的な知識・技能に加え、臨床における説明能力、医療現場におけるリスク管理能力などについても修得させる必要があることから、当該課程においては、20 単位以上の病院及び薬局における長期実務実習を履修することが卒業要件とされるとともに、当該課程を置く大学は長期実務実習に必要な病院及び薬局を確保することが義務づけられたところです。

このようなことから、現在、各薬科大学・薬学部においては、病院及び薬局における薬科大学・薬学部学生の長期実務実習の円滑な導入を図るため、薬学教育協議会の下に設けられた地区調整機構等を通じ、その体制整備が進められているところであり、文部科学省高等教育局医学教育課長からも、今般、別紙のとおり、これについて協力要請があったところです。

つきましては、このような状況を御理解の上、薬科大学・薬学部学生の長期実務実習を一層円滑に実施するため、貴団体加盟の病院における薬科大学・薬学部学生の長期実務実習の受入れについて、特段の御理解と御協力をいただけますよう格段の御配慮をお願い申し上げます。



医政総発第 0331002 号

薬食総発第 0331001 号

平成 17 年 3 月 31 日

日本医療法人協会会長 殿

厚生労働省医政局総務課長

厚生労働省医薬食品局総務課長

薬科大学・薬学部学生の長期実務実習の受入れについて

昨年、学校教育法の一部を改正する法律及び薬剤師法の一部を改正する法律が成立し、平成 18 年 4 月より薬剤師養成のための薬学教育について、その修業年限が 6 年に延長されることとなりました。この薬剤師養成のための薬学教育を履修する課程においては、医療の担い手としての薬剤師に必要な資質として、基礎的な知識・技能に加え、臨床における説明能力、医療現場におけるリスク管理能力などについても修得させる必要があることから、当該課程においては、20 単位以上の病院及び薬局における長期実務実習を履修することが卒業要件とされるとともに、当該課程を置く大学は長期実務実習に必要な病院及び薬局を確保することが義務づけられたところです。

このようなことから、現在、各薬科大学・薬学部においては、病院及び薬局における薬科大学・薬学部学生の長期実務実習の円滑な導入を図るため、薬学教育協議会の下に設けられた地区調整機構等を通じ、その体制整備が進められているところであり、文部科学省高等教育局医学教育課長からも、今般、別紙のとおり、これについて協力要請があったところです。

つきましては、このような状況を御理解の上、薬科大学・薬学部学生の長期実務実習を一層円滑に実施するため、貴団体加盟の病院における薬科大学・薬学部学生の長期実務実習の受入れについて、特段の御理解と御協力をいただけますよう格段の御配慮をお願い申し上げます。



医政総発第 0331002 号

薬食総発第 0331001 号

平成 17 年 3 月 31 日

日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局総務課長

厚生労働省医薬食品局総務課長

薬科大学・薬学部学生の長期実務実習の受入れについて

昨年、学校教育法の一部を改正する法律及び薬剤師法の一部を改正する法律が成立し、平成 18 年 4 月より薬剤師養成のための薬学教育について、その修業年限が 6 年に延長されることとなりました。この薬剤師養成のための薬学教育を履修する課程においては、医療の担い手としての薬剤師に必要な資質として、基礎的な知識・技能に加え、臨床における説明能力、医療現場におけるリスク管理能力などについても修得させる必要があることから、当該課程においては、20 単位以上の病院及び薬局における長期実務実習を履修することが卒業要件とされるとともに、当該課程を置く大学は長期実務実習に必要な病院及び薬局を確保することが義務づけられたところです。

このようなことから、現在、各薬科大学・薬学部においては、病院及び薬局における薬科大学・薬学部学生の長期実務実習の円滑な導入を図るため、薬学教育協議会の下に設けられた地区調整機構等を通じ、その体制整備が進められているところであり、文部科学省高等教育局医学教育課長からも、今般、別紙のとおり、これについて協力要請があったところです。

つきましては、このような状況を御理解の上、薬科大学・薬学部学生の長期実務実習を一層円滑に実施するため、貴団体加盟の病院における薬科大学・薬学部学生の長期実務実習の受入れについて、特段の御理解と御協力をいただけますよう格段の御配慮をお願い申し上げます。